

# 農福連携向け障がい者試験雇用支援

農福連携を新たに開始する農林業者に対して初期経費等への支援を実施し、本町での農福連携の取組の拡大を目指します。

## <内容>

農林業者が障がい者※の雇用等を開始した際に、取組に対する支援として最大3か月間支援金を交付します。

※ 雇用等の支援対象となる障がい者は、  
次のいずれかの障がい者手帳等を持つ方となります。

- ① 身体障がい者手帳（6級以上の等級）
- ② 療育手帳
- ③ 精神保健福祉手帳
- ④ 自立支援医療費（精神通院）支給認定受給者証

## <対象要件>

農林業者が、美瑛町農福連携推進協議会による紹介または承認を経た上で、障がい者または障がい福祉サービス事業所との間で雇用、就労または実習のいずれかの契約、覚書または協定を結ぶこと。

## <支援単価>

支援単価は試験雇用終了後に就労・実習の実績に基づき、以下の基準で1か月毎に算出します。

		週8時間以上、かつ 月35時間以上勤務	週5時間以上、かつ 月25時間以上勤務
障がい者の 雇用等の経験	あり	月額3万円	月額2万円
	なし	月額5万円	月額4万円

## <申請手続き>

- ① 農福連携の取組の開始前に、就労・実習計画書（様式1）を作成し、役場農林課へ提出してください。その際、雇用等の対象となる方の障がい者手帳等も確認します。
- ② 試験雇用終了後に、就労・実習実績報告書（様式2）を提出してください。美瑛町農福連携協議会における就労・実習実績報告書の承認後に支援金を交付します。